

(第18号議案)

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案									現行										
第1条～第4条 (略)									第1条～第4条 (略)										
附則 (略)									附則 (略)										
別表(第2条関係)									別表(第2条関係)										
選挙 等の 別	選挙 長等	選挙長	開票管理 者	投票所の 投票管理 者	期日前投 票所の投 票管理者	選挙立会 人	開票立会 人	投票所の 投票立会 人	期日前投 票所の投 票立会人	選挙 等の 別	選挙 長等	選挙長	開票管理 者	投票所の 投票管理 者	期日前投 票所の投 票管理者	選挙立会 人	開票立会 人	投票所の 投票立会 人	期日前投 票所の投 票立会人
	国が管理 する選挙 又は投票	(略)	(略)	20,000円	18,000円	(略)	(略)	16,000円	14,500円		国が管理 する選挙 又は投票	(略)	(略)	19,000円	17,000円	(略)	(略)	15,000円	13,500円
	都が管理 する選挙 又は投票	(略)	(略)	20,000円	18,000円	(略)	(略)	16,000円	14,500円		都が管理 する選挙 又は投票	(略)	(略)	19,000円	17,000円	(略)	(略)	15,000円	13,500円
	区が管理 する選挙 又は投票	(略)	(略)	20,000円	18,000円	(略)	(略)	16,000円	14,500円		区が管理 する選挙 又は投票	(略)	(略)	19,000円	17,000円	(略)	(略)	15,000円	13,500円
備考 (略)									備考 (略)										
附則 この条例は、公布の日から施行する。																			